

税制改正に関するコメント

近年の物価、建築資材の高騰や全国的な地価上昇に加えて、日銀の金融政策の変更による金利上昇で、住宅購入者はマイホーム実現が厳しい状況にある。

住宅ローン控除は子育て世帯等の住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置及び床面積要件の緩和特例（40 m²）が昨年末の税制改正大綱で令和6年末まで措置されたことから、本会ではこれらの特例措置の延長を要望した。

今回の税制改正は10月の衆院総選挙により、連立政権が少数与党となり、他党との政策、税制協議等を踏まえた税制改正大綱の策定となった。そうした中で、子育て世帯等のマイホーム購入に向けた税制措置が図られたことは評価したい。

令和8年度税制改正は、このたびの税制改正の最大の焦点となった住宅ローン控除がリセットされる。資材、地価、金利の3点が上昇傾向にある中で、あるべき住宅ローン減税制度の検討を踏まえながら、住宅購入者の期待に応えて参りたい。さらに来年度は、本会が創設に尽力した低未利用地の100万円特別控除の適用期限延長をはじめ、空き家解消のための各種税制措置などが実現するよう要望していく。

本会では、税制改正の成果を活かしつつ、不動産取引、特に空き家を含む既存住宅市場の活性化に取り組んで参りたい。

令和6年12月20日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久

